第一条のうち法人税法施行規則別表四の表の改正規定のうち同表の表中

「対象純支払利子等の損金不算入額（別表十七（二の五）「27」又は「32」）」を「対象純支払利子（別表十七（二の」

「等の損金不算入額二）「27」又は「32」）」に、「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額（別表六（五の二）「５の②」＋別表十七（三の十二）「１」）」を「分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象（別表六（五の二）「５の②」＋別表十七（三の六）

「所得税額等相当額「１」」に、

通算対象欠損金額の損金算入額（別表七の三「５」）	41	△		※	△
通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「11」）	42			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七(二)付表一「23の計」）	43			※	
差引計（㊴から㊸までの計）	44			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋別表七(四)「10」）	45	△		※	△
総計 ㊹＋㊺	46			外※	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（別表十(三)「43」）	47	△		※	△
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額（別表十二(十三)「43の計」）	48	△	△		
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額（別表十二(十)「15」、別表十二(十一)「10」又は別表十二(十四)「12」）	49	△	△		

を

通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額（別表七の三「５」又は「11」）	41			※	
当初配賦欠損金控除額の益金算入額（別表七(二)付表一「23の計」）	42			※	
差引計 ㊴＋㊵±㊶＋㊷	43			外※	
欠損金又は災害損失金等の当期控除額（別表七(一)「４の計」＋別表七(四)「10」）	44	△		※	△
総計 ㊸＋㊹	45			外※	

に改め、同条中同表